

著作權 1 (複製權、公衆送信權)

著作權法

弁護士 尾関孝彰

2024年5月12日改訂

複製権

21条（複製権）

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」

2条1項15号（複製の定義）

「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

- イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。
- ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。」

- 「有形的に再製」は、著作物を直接見る／聴くことができないデータのメディア（有形物）への固定であってもよい。すなわち、紙→紙のコピーに限定されず、再生装置（コンピュータとディスプレイ）を用いて再生される電子データを格納した媒体を作成又は増製する行為（ex. 紙をPDFスキャナーで読み取る行為、又はあるメディアに格納されているPDFデータを別のメディアにコピーする行為）を含む。

● 2条1項13号（録音の定義）

「音を物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。」

● 2条1項14号（録画の定義）

「影像を連続して物に固定し、又はその固定物を増製することをいう。」

2条1項15号イ

「脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。」

- 「脚本その他これに類する演劇用の著作物」については、「当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画する」行為が「複製」の定義に含まれる。
- 2条1項15号イの趣旨は明らかではない。
- 演劇用著作物の上演、放送又は有線放送は、演劇用著作物を翻案する無形的な表現と評価できる。
- 上演、放送又は有線放送の録画は、二次的著作物（翻案の無形的表現）の複製であり、原著作者（脚本作家）が二次的著作物（翻案の無形的表現）について有する28条の複製権の侵害と評価できる。それを確認したのが、2条1項15号イと考える。

28条

「二次的著作物の原著作者の著作物は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作物が有するものと同じの種類の権利を専有する。」

2条1項15号ロ

「建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。」

- 「建築の著作物」については、「建築に関する図面に従つて建築物を完成する」行為が「複製」の定義に含まれる。
- ◆ 2条1項15号ロが創設的規定なのか、確認的規定なのかには争いがある。
- 創設的規定説によると、工業製品の著作物については、工業製品に関する図面に従つて工業製品を完成する行為は、「複製」の定義から除外されることになる。
- 設計図の著作物性を判断する際に、当該設計図の対象物のデザインも考慮要素されるとの考え（設計対象考慮説）は、確認的規定説と親和する。

複製権

□ 最高裁昭和53年9月7日判決（ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件）

「著作物の複製とは、既存の著作物に**依拠し**、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあたらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はない」

- 依拠性が要件となるので、本件著作物と侵害被疑著作物の類似が偶然である場合には、複製は成立しない。
- 2条1項15号の定義、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決によると、複製の要件は、
 - ①他の著作物に依拠し、
 - ②当該他の著作物の本質的特徴を維持しつつ、
 - ③有形的に再製（有体物である媒体に固定）すること、である。

● 依拠性を立証するための間接事実

- ✓ 本件著作物との類似性が高く偶然の類似とは考えられないこと。
- ✓ 被告が本件著作物に触れる可能性が高い環境にいたこと（本件著作物にアクセス可能であったこと）。

- ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件最高裁判決は、被告著作物である楽曲が作成された当時、本件著作物である楽曲が日本では広く知られていなかったこと、それにも拘わらず被告が本件著作物を知っていたと認められる特別の事情がないことから、依拠性は立証されていないと判断した。

演奏権、上演権

22条

「著作者は、その著作物を、**公衆に直接見せ又は聞かせる**ことを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。」

- 演奏： 音楽の著作物を非演劇的に奏でること。歌唱を含む（2条1項16号）。条文上の定義はない。
- 上演： 「演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう」（2条1項16号）
- ダンスを伴う歌唱の実演は、歌唱の演奏とダンスの上演との組み合わせとなる。
- 「**公衆**」は、不特定人又は多数人を意味する（2条5項：「公衆」には特定かつ多数人が含まれる。）。
- 「**直接・・・聞かせる**」には、生演奏する行為に加えて、録音された演奏データを再生する行為、構内同一占有領域内でネットワーク（電気通信設備）を介して演奏を伝達する行為を含む（2条7項、2条1項7の2号）。

2条7項 「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で**録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）**及び著作物の上演、演奏又は口述を**電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）**を含むものとする。」

2条1項7の2号（「公衆送信」の定義）

「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（**電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。**）を行うことをいう。」

演奏権、上演権

- ◆ コンサートホールでのマイクシステムを用いた伝達は演奏に該当するか？ → 「電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）」に該当するので、演奏に該当する。
- ◆ コンサートホールでのディスプレイシステムを用いた伝達は上演に該当するか？ → 同上。ただし、録画映像のディスプレイ再生は、「上演」ではなく、「上映」に該当する。
- ◆ 複数の飲食店（占有者）が入居するショッピングモール内で、すべての飲食店に音楽を配信する行為は、演奏か公衆送信か？ → 構内送信ではあるが、複数の占有領域をまたぐので公衆送信に該当する。

2条7項

「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。」

2条1項7の2号（「公衆送信」の定義）

「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。」

22条の2

「著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。」

- 「公に」は、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として」を意味する（22条）。

- 上映の定義

2条1項17号

「著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。」

- 「物に映写」には、映像の電子データをコンピュータ・ディスプレイに表示する方法により、公衆に映像を見せる態様を含む。
- 放送されている映像は、「公衆送信されるもの」に該当する。そのため、放送されている映像を映写する行為は、上映権ではなく、公衆伝達権（23条2項）の対象になる。

23条1項

「著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。」

● 公衆送信の定義

2条1項7の2号

「公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。」

- 公衆送信には、電子メール又はファクシミリで多数の宛先に著作物を送信する行為、自動公衆送信、放送・有線放送が含まれる。
- 同一占有領域内の構内送信は除かれる。
- ただし、コンピュータ・プログラムについては、同一占有領域内の構内送信でも公衆送信に該当する。したがって、社内LANを介してサーバから多数のスタッフのクライアントPCにコンピュータ・プログラムをダウンロードさせる行為は、公衆送信権侵害となる。

公衆送信権

- 自動公衆送信の定義

2条1項9の4号 「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。」

Ex. インターネット上のウェブサイトを作成するデータをクライアントPCに送信する行為。社内で多数のスタッフの求めに応じて自動的にソフトウェアをクライアントPCに送信してインストールさせる行為。

- 送信可能化： 自動公衆送信行為のうちウェブサイトにアップロードする行為（2条1項9の5号）。

✓ 送信可能化（アップロード）の事実を立証するのは容易。原告（公衆送信権者）は、被告著作物の電子データが実際に公衆のPCに送信された事実を立証できない場合、代わりに送信可能化の事実を立証することにより、公衆送信権侵害を主張できる。

- 放送・有線放送の定義

2条1項8号（放送の定義） 「公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が**同時に受信される**ことを目的として行う無線通信の送信をいう。」

2条1項9の3号（有線放送の定義） 「公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う**有線**電気通信の送信をいう。」

✓ 不特定人からの求めに応じて自動的に映画の著作物をテレビ又はクライアントPCにストリーミング配信する行為（ex. Netflix, Amazon Prime, YouTube）は、同時受信を目的としないので、有線放送ではなく、自動公衆送信に該当する。

公衆送信権

● 放送同時配信

2条1項9の7号「**放送番組又は有線放送番組の自動公衆送信**（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。以下この号において同じ。）のうち、次のイからハまでに掲げる要件を備えるもの（著作権者、出版権者若しくは著作隣接権者（以下「著作権者等」という。）の利益を不当に害するおそれがあるもの又は広く国民が容易に視聴することが困難なものとして文化庁長官が総務大臣と協議して定めるもの及び特定入力型自動公衆送信を除く。）をいう。

イ **放送番組の放送又は有線放送番組の有線放送が行われた日から一週間以内**（当該放送番組又は有線放送番組が同一の名称の下に一定の間隔で連続して放送され、又は有線放送されるものであつてその間隔が一週間を超えるものである場合には、一月以内でその間隔に応じて文化庁長官が定める期間内）**に行われるもの**（当該放送又は有線放送が行われるより前に行われるものを除く。）であること。

ロ **放送番組又は有線放送番組の内容を変更しないで行われるもの**（著作権者等から当該自動公衆送信に係る許諾が得られていない部分を表示しないことその他のやむを得ない事情により変更されたものを除く。）であること。

ハ 当該自動公衆送信を受信して行う放送番組又は有線放送番組のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定めるものが講じられているものであること。

● 特定入力型自動公衆送信

2条1項9の6号「放送を受信して同時に、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することにより行う自動公衆送信（当該自動公衆送信のために行う送信可能化を含む。）をいう。」

・ 特定入力型自動公衆送信は、IPマルチキャスト放送（実際には普及していない）を想定している。

※ 通常のインターネット配信では、配信リクエストを受信する度にコンテンツが送信される。IPマルチキャスト放送では、IP局内装置までは一回だけ送信され、IP局内装置で受信装置分のパケットが複製される。

23条2項

「著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。」

Ex. 1 ホテルのロビーで、Netflix番組を、不特定のゲストに視聴させる行為。

Ex. 2 スポーツバーで、スポーツイベントのテレビ中継を大画面ディスプレイに表示して、不特定の来店客に視聴させる行為。

- 公衆送信されるその著作物を…伝達する」には、一旦録音・録画した上で再生する行為は含まれない。この行為は、演奏権、上映権の対象になる。

※上映の定義

2条1項17号

「著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。」